

## 藤沢市病児・病後児保育事業医師連絡票

年 月 日

藤 沢 市 長

〔 事業実施者 :  
 実施施設 : 〕

医療機関

名 称 \_\_\_\_\_  
 所 在 地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 医師氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

藤沢市病児保育事業の利用にあたり必要な情報について、次のとおり提供します。

児 童	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		性 別	男 ・ 女
保育の区分	01 病 児 （当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難） 02 病後児 （病気の回復期にあるが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難）			
病 名 診 断 名				（隔離室を有する場合のみ対応）
	01 感冒・感冒用症候群 02 咽頭炎 03 扁桃腺炎 04 気管支炎 05 喘息・喘息性気管支炎 06 感染性胃腸炎（下痢・嘔吐） 07 自家中毒症 08 中耳炎・外耳炎	09 結膜炎 10 伝染性膿痂疹（とびひ） 11 溶連菌感染症 12 突発性発疹 13 手足口病 14 伝染性紅斑（リンゴ病） 15 その他（隔離不要） [ ]	16 流行性耳下腺炎 17 インフルエンザ 18 水痘（水ぼうそう） 19 百日咳 20 風疹 21 咽頭結膜炎熱 22 その他（隔離が必要） [ ]	
安 静 度 （番号に○）	01 室内保育（他児と室内で普通に遊んでもよい） 02 室内安静（ベッドの生活が主、他児との静かな遊びは可） 03 ベッド上安静			04 隔離を要する
症 状	01 発熱 02 下痢 03 嘔吐	04 咳嗽 05 喘鳴 06 鼻汁	07 咽頭発赤 08 発疹 09 眼脂	10 疼痛 11 その他 ( )
病状の経過 治療状況等	発症日 : 月 日		家族内感染 : <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	経 過 :			
食 事 （番号に○）	01 ミルク・牛乳のみ 02 離乳食（初期・中期・後期・完了） 03 幼児食 04 下痢食		05 アレルギー食 （除去内容 : ) 06 その他 （内容 : )	
処 方 内 容	与薬時間	01 食前    02 食間    03 食後    04 その他 ( )		
	薬品名・容量・用法（処方箋のコピーの添付も可）			
そ の 他 注 意 事 項				
本連絡票の 有効期間	年 月 日 ( 曜日 ) まで (見込) ※上限7日間			

※医療機関の皆様へ  
 ※保護者の方へ

この用紙は、記入後、児童の保護者にお渡しください。  
 この用紙は、利用申込みの際に申込み書類に添付してください。

【参考】利用のめやす（保育の提供が可能な疾患等）について

1 病児対応型保育

(1) 次に掲げるものを除いた疾患について、利用可能です。

対象外となる疾患	備 考
感染症の1類から4類に分類される感染症	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してからは利用可能
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してからは利用可能
水痘	施設に隔離室がある場合は対応が可能
疥癬	※対応が可能な施設（2020年10月5日時点）
百日咳	病児ほいくしつ「湘南」（長後中央医院内）

(2) 症状等から、児童の安全管理等に支障を来すことが見込まれる場合には、利用できません。

2 病後児対応型保育

感染症名	感染しやすいため 利用できない期間	病後児対応型保育を 利用可能な時期（目安）
麻疹（はしか）	発症1日前から、発疹出現後の4日間	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度が感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児にあつては3日）を経過してから
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日を経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	充血や目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または、適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了してから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後24時間を経過してから
マイコプラズマ肺炎	適正な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まってから
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、水分摂取ができてから
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間（数日間ウイルスの排泄は続くので注意が必要）	嘔吐がなく水分摂取ができ、下痢の症状がある程度治まってから
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヵ月程度ウイルス排出しているので注意が必要）	口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、水分摂取ができてから
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が安定し、全身状態が良くなってから
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから

【出典】保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

※ 病気以外（骨折・捻挫・やけど等）の症状や病状での利用に関するご質問がある場合は、実施施設にご確認ください。